

答申個第29号
平成27年3月23日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年9月18日付け西区窓第47号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人宛文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第38号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年7月23日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「西京区役所から異議申立人宛に提出した平成24年3月14日付及び同月23日付の文書」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書を保有していないとして、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年8月11日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成26年8月18日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）について
本件文書については、平成24年3月28日に京都地方法務局宛にFAX送信した文書（15枚）のうちの2枚（平成26年4月16日付西区窓第3号で諮問）と同一文書である。
- (2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について
「西京区役所市民窓口課発異議申立人宛の文書」について、実施機関は以下の文書を保有しており、いずれも、平成25年8月9日付けで、異議申立人に対し開示済みであ

る。

- ・異議申立人宛文書（平成23年9月29日送付，同年12月14日送付，同月16日送付，同月19日送付，平成24年1月12日送付，同月31日送付，同年5月28日送付，同年6月18日送付，同年8月10日送付）
- ・異議申立人夫妻宛文書（平成23年12月1日送付，同月6日送付，同月7日送付）
異議申立人に関わる文書については，平成23年6月10日以後，当時の課長及び係長が，異議申立人が西京区役所市民窓口課に持参した文書及び郵送した文書並びに当課から異議申立人に郵送及びFAX送信した文書を保管していた。（各自が，それぞれ，どの文書を保管していたかは不明である。）

本件文書は，平成24年3月28日に京都地方法務局戸籍課に対してFAX送信した事実が確認できるものの，上記の「異議申立人宛の文書」に分類された文書という形では残していない。

平成24年4月，課長の人事異動に伴い，新任課長に引き継ぐために，当時の係長が，前任課長と当該係長の資料の中から，重複して保管していた資料や案件の引継に不必要な資料を不要分として処分し，一件ファイル（簿冊）として，種類ごとの時系列で整理したことを確認した。

本件文書については，異議申立人に文字の訂正，更正等の協議のために送付したものと推測され，この整理の際に，不要分として処分したと考えられる。

また，本件文書については，京都市公文書管理規則別表第7項に規定する保存期間1年未満のものであり，廃棄しても文書管理上何ら問題がないものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び口頭意見陳述によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

請求に係る公文書を保有していないと回答するが，重要な引継文書であり，もう一度よく調べて情報公開してほしい。

新旧の市民窓口課長間の引継書類です。しかも再製作業もまだ完了していない状態である。廃棄記録票でもほしい。

再製の時期と書いてある。私の身の潔白を証明するために欲しいので請求している。

6 審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が異議申立人に送付した文書であり、当審査会が平成26年11月27日付けで答申（答申個第23号）を行った「除籍の再製に関して、異議申立人と実施機関との経過を法務局に説明した文書の補足資料として、同年3月28日にFAX送信した文書（15枚）のうち2枚」と同じ文書である。

(2) 本件処分について

実施機関の説明によると、本件文書は、平成24年4月の課長の人事異動による引継ぎのため、それまで当時の課長及び係長が個別に保存していた文書を簿冊にまとめた際に、不要であると判断して廃棄した可能性が高いとのことである。

当審査会は、上記答申個第23号に係る審議の際、事務局をして、実施機関が保有している簿冊を検分させ、その中には異議申立人に宛てた文書が時系列的に保存されているが、本件文書については保存されていないことを確認している。

答申個第23号で判断したとおり、法務局と異議申立人が現に本件文書を保有していることからすると、実施機関が本件文書を意図的に廃棄することで利益を得るような理由も見当たらないことから、引継ぎ時に廃棄したものと考えられるとする実施機関の説明には、特に不自然な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年	7月	4日	諮問（諮問個第38号）
	8月	4日	実施機関からの理由説明書の提出
	12月	25日	実施機関の職員の理由説明（平成26年度第8回会議）
平成27年	1月	22日	異議申立人の意見陳述（平成26年度第9回会議）
	3月	3日	審議（平成26年度第10回会議）
	3月	23日	審議（平成26年度第11回会議）

※ 異議申立人から意見書は提出されなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）